



うめ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 12日・振替休日 23日・天皇誕生日

国 税／令和5年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月13日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月29日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月29日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

2月29日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月29日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	.	.

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

配当集計フォーム 国税庁 HP の確定申告書等作成コーナーにある配当等の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマット。入力・保存したデータは、作成コーナーの配当所得、配当控除の入力画面でデータ読込の操作を行えば、その内容が作成コーナーに反映されます。なお、特定口座での受入分、特定公社債の利子等は集計対象外です。

確定申告のポイント



今年も確定申告の時期になりました。昨年と比べて大きな改正はありませんが、令和5年分のポイントを整理します。次頁に確定申告の主な対象者や注意点をまとめたチェックリストがありますので、ご活用ください。

一 令和5年分確定申告

令和5年分の確定申告と納税の期限は、令和6年3月15日です。窓口での相談と申告書の受付は、令和6年2月16日から始まります。なお、還付申告は2月15日以前でもすることができ

ます。
確定申告の必要がない人の還付申告については、還付申告を

する年分の翌年1月1日から5年間行うことができますので、令和5年分については令和10年12月31日まで申告が可能です。

二 令和5年分の留意点

(1) e-taxの利便性向上
国税庁のホームページには、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、申告書や青色決算書などを作成し、e-taxによる送信（申告書の提出）ができる「確定申告書等作成コーナー」があります。確定申告書等作成コーナーには、マイナポータルを経由して控除証明書などのデータを一括で取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力できる、マイナポータル連携とい



う機能が備わっています。令和5年分から、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金

(2) 公金受取口座登録制度

が、この機能の対象になります。
給付金などを受け取るための口座として、本人名義の口座を「公金受取口座」として登録ができます。登録可能な預貯金口座は、一人1口座のみです。

公金受取口座は、緊急時の給付金だけではなく、年金や児童手当、所得税の還付金などの受取りにも利用できます。確定申告書には、還付金の受取口座を公金受取口座として登録することや、既に登録済みの場合は、公金受取口座を還付金の受取口座として指定することができます。チェック欄が設けられています。

三 確定申告の誤りやすい事例

最後に、確定申告で誤りが多い事例を3つ紹介します。

事例①

令和2年分から給与所得控除額と公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、控除上限額が変更されました。それに伴

い、給与等の収入金額が850万円を超える場合で年齢23歳未満の扶養親族を有するなど一定の要件を満たすときは、給与所得から所得金額調整控除を行います。控除額や所得金額調整控除の適用誤りがみられます。

事例②

医療費控除に、薬局で購入した日用品が含まれている誤りがみられます。また、高額療養費や生命保険会社などからの入院給付金、出産育児一時金など、医療費が補填される金額が医療費の額から差し引かれていない事例もあります。

事例③

合計所得金額が1000万円を超える人は、配偶者控除や配偶者特別控除を適用できません。また合計所得金額が250万円を超える人は、基礎控除を適用できません。合計所得金額が2400万円以下の人は48万円の基礎控除を適用できますが、2400万円を超え2500万円以下の人は、合計所得金額に応じた控除額が適用されます。これらの控除の適用についての誤りもみられます。

確定申告チェック表

(令和5年分用)

① 確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	チェック欄
対象者(主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	☐
	給与収入が年間2,000万円を超える		☐
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	☐
	2か所以上から給与をもらっている		☐
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利子や賃借料などの支払いを受けた		☐
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には申告不要	☐
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		☐
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の場合は、収支内訳書の添付が必要	☐

② 確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	チェック欄
所得控除(主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	☐
		差引負担額から所得金額の5%(最高10万円)を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	☐
	特定扶養親族	対象者は、扶養親族のうちH13.1.2～H17.1.1生まれの人	☐
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く。合計所得金額が500万円以下 夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	☐
	ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない	☐
	配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	☐
税額控除(主な例)	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	☐
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円(特例居住用家屋・特例認定住宅等は1,000万円)超は、適用不可 添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	☐
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	☐
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	☐

財産債務調書

1年間の各種所得の金額の合計額（退職所得を除く）が2000万円を超える方が、その年の12月31日に合計額で3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を所有している場合は、財産債務調書を提出する必要があります。

財産債務調書には、所有している財産や債務の種類や用途、所在地、その財産の価額や債務の金額などを記載します。調書に記入する財産の価額は、財産の「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。一定の価額以上の財産については、所在別に区分して記載する必要があります。

令和4年度の税制改正で、財産債務調書の提出義務者や提出期限などが見直され、令和5年分以降の財産債務調書から適用されるようになりました。まず、財産債務調書の提出義務者の範囲が広がります。上記

の提出義務者に加えて、各種所得の金額の合計額に関わらず、その年の12月31日に合計額で10億円以上の財産を所有している人も、提出義務者になりました。次に、提出期限については、今までは所得税の確定申告書の期限と同じで、その年の翌年3月15日でした。それが令和5年分以降は、その年の翌年6月30日が提出期限になります。さらに、所在別に区分して記載するものについて、従来はその年の12月31日における価額が100万円以上のものでしたが、改正により300万円以上になりました。

その他、その年の12月31日における預入高が50万円未満の預貯金については、その預入高の記載を省略できることになりました。預入高の記載を省略する場合は、「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載します。また、青色申告決算書や収支内訳書の「減価償却費の計算」欄に記載された減価償却資産については、資産ごとに区分せず総額で記載しても良いことになりました。

海外勤務中に不動産を売却したとき

日本の法人の海外支店などに1年以上の予定で勤務する給与所得者は、一般的には、日本国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上の非居住者となります。

非居住者は、その所得のうち日本国内で発生したもの（国内源泉所得）についてのみ日本の所得税が課税されることから、非居住者が日本国内にある不動産を売却したときの所得に対しては、日本で所得税が課税されます。この不動産を売却したときの所得は譲渡所得とされ、原則として確定申告が必要です。

また、譲渡対価は、原則として10.21%の税率で源泉徴収されます。

ただし、その譲渡対価が1億円以下で、その土地等を購入した人が自己またはその親族の居住用に購入した場合は、源泉徴収されません。

返還インボイスの取扱

消費税のインボイス制度が始まり、買い手が仕入税額控除を適用するためには、原則売り手から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

返品や値引などの売上に係る対価の返還等を行った場合には、売り手は買い手に対し返還インボイスの交付義務がありますが、売上に係る対価の返還等の金額が税込で1万円未満であれば、

る場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。売り手が振込手数料相当額を負担する場合、その負担額を売上値引として処理する場合は、通常1万円未満になりますので返還インボイスの交付義務が免除されます。

なお売り手が負担する振込手数料相当額について売上値引処理をする場合の適用税率は、その値引の基となる売り上げの適用税率に従うことになります。